

堺泉北港 港湾運営会社制度を活用した港湾運営を開始



— 新たな優遇措置制度の導入 —

平成 28 年度

堺泉北埠頭株式会社 はこの度、堺泉北港の港湾運営会社の指定を受け、
平成28年4月1日 より港湾運営会社制度を活用した港湾運営を開始しています。
 弊社では港湾の更なる活性化・サービス向上を目指し、新たな優遇措置制度の創設・
 拡充を行っています。

◆優遇措置制度（新規・拡充）

項目	対象	内容	期間
中古車輸出関連施設 整備・誘致支援事業	中古車輸出の促進・サービス向上に 資する関連施設を自ら整備を行う事 業者、若しくは当社に整備を依頼し て施設利用を行う事業者	【自ら整備する場合】 関連施設用地に対し、使用料 の 50%減額	5年間
		【整備を依頼する場合】 弊社で整備費用を負担し、 整備内容により利用料を決定 初期投資費用を軽減	—
定期航路 充実強化支援事業	船舶の大型化・増便・新規航路開設 により定期航路の拡充を行う事業者	拡充分に対し、岸壁使用料等の 50%減額 （H27年度比） ※既存制度との組合せにより 最大で75%減額 も可能	5年間
NEW 夕凧1号岸壁 (10/1~) 利用促進事業	夕凧1号岸壁を利用して中古車の輸 出を行う事業者	夕凧1号岸壁の岸壁使用料を 50%減額	通年
NEW 堺泉北港 (11/1~) 事業進出支援	助松8号、9号、夕凧1号岸壁を利用 して新たに事業進出を行う事業者	事業開始までの 港湾施設使用料を 免除	最大 1月間

※制度の対象及び内容の詳細はお問い合わせください。

◆既存の優遇措置制度（大阪府からの引継ぎ）

項目	対象	内容	期間
中古車輸出拠点 利用促進事業	中古車輸出拠点として対象 荷捌地を借り受ける事業者	使用料の20%減額	通年
コンテナ定期航路 誘致・利用促進事業	コンテナ定期航路事業者	関連する使用料の1/2減額	航路開設日 より5年間
内航RORO定期航路 誘致・利用促進事業	内航RORO定期航路事業者	岸壁使用時間が6時間以内の場合 使用料の1/2減額	通年
荷役前日着岸利用支援事業 (ダイレクトオンバース)	補給・乗員休憩目的で前日 に着岸する船舶	荷役開始前の岸壁使用料の免除	通年

◇お問い合わせ先：



堺泉北埠頭株式会社 経営企画課 TEL072-222-0391
 泉大津事務所 TEL0725-20-2270
<http://osaka-ssf.co.jp>